

財務省告示第四百二十九号

省令第三十号（昭五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十八年十月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年十一月九日

財務大臣 尾身 幸次

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
|------------------|----------------------------------|---|--|----------|------------|-------------|--------|--|
| 名称及び記号 | 発行の根拠 | 法律及びその条項 | 振替法の適用等 | 発行方法 | 発行額 | 払込金額 | 最低額面金額 | 振替単位 |
| 利付国庫債券（五年）（第六十回） | 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一條第一項 | 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 | 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第四号に規定する郵便貯金資 | 金額による引受け | 額面金額で千六百億円 | 千五百九十九億二千万円 | 五万円 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。 |
| | | | | | | | | 平成十八年十月二十五日 |
| | | | | | | | | 額面金額百円につき九十九円九十五銭 |

十一 利率
 の経過利率
 平成十九年二月十日を
 支払した金額
 に加え、政公社総裁は、
 日本郵政の算式により、
 た金額を第十八号に規定
 する期
 日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{35}{365}}$$

十三 初期利子
 平成十九年三月二十日
 とし、次の算式により、
 金額を支払う。ただし、
 金額を支払うときは、
 が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う
 こととする。以下、
 次号及び第十五号において
 規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期利子
 毎年の三月十日及び九月
 十日を、その日以前六月
 間に属する
 利子を支払う。六月間に
 属する
 平成二十三年九月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 平成十八年十月二十五日
 払込期日